



セカンドオピニオン

株式会社東京エネシス

2025 年 6 月 13 日

グリーンファイナンス・フレームワーク

サステナブルファイナンス本部

担当アナリスト：前口 紘毅

格付投資情報センター(R&I)は東京エネシスのグリーンファイナンス・フレームワーク(2025 年 6 月策定)が、以下の原則に適合していることを確認した。

グリーンボンド原則(2021、ICMA)
グリーンローン原則(2025、LMA 等)
グリーンボンドガイドライン(2024、環境省)
グリーンローンガイドライン(2024、環境省)

■資金使途

事業区分	適格クライテリア
再生可能エネルギー	バイオマス/バイオガス発電事業の開発・建設・運営・改修

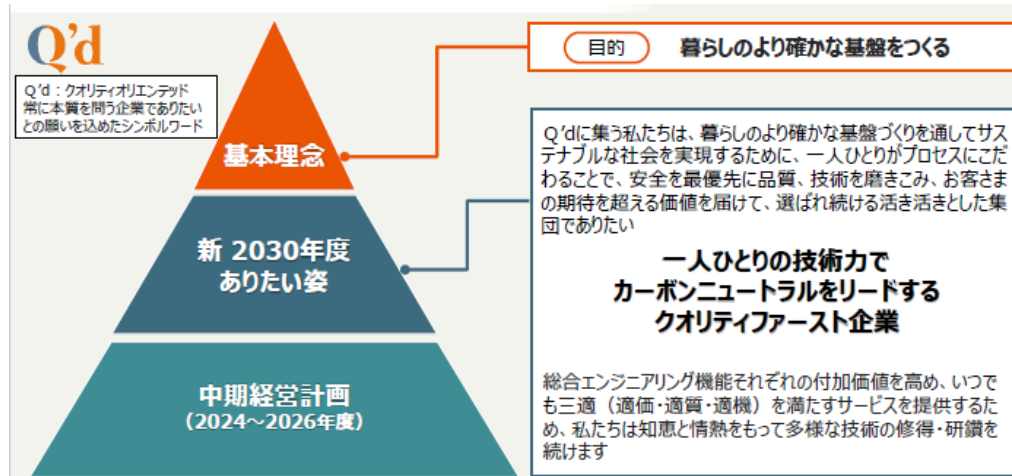
適格プロジェクトにて使用するバイオマス/バイオガス燃料は、資金調達時点における最新の資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電)」において要請される要件(持続可能性(合法性)要件および GHG 排出量削減基準等)を充足したものとする。なお、適格プロジェクトで使用する燃料が、資金調達時点で再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT 制度)/フィードインプレミアム制度(FIP 制度)の支援対象から外れ、最新のガイドラインで要件が定められていない場合は、当該燃料にかかる要件が定められている最も新しいガイドラインを参照して、持続可能性要件および温室効果ガス(GHG)排出量削減基準の充足状況を判断する。

1. 資金調達者の概要

- 東京エネシスは 1947 年に、日本の復興のため電力を支えようという志をもって「東京電氣工務所」として設立され、2001 年には社名を現在の東京エネシスに変更。同社グループは当社、子会社 10 社及び関連会社 4 社で構成される。電力関連設備や一般電気設備等の設計及び施工を主な事業としているほか、太陽光発電やバイオマス発電による電力の販売、不動産の賃貸・管理、工具・備品・車両等のリース・レンタル及び保険代理業等の事業を展開している。

- 東京エネシスはエネルギーとシステムのデザインとコンストラクションという事業を通じて「暮らしのより確かな基盤をつくる」ことを基本理念として掲げている。この理念のもと、2024 年 5 月には新たに 2030 年度のありたい姿として「一人ひとりの技術力でカーボンニュートラルをリードするクオリティファースト企業」を掲げるとともに、「2024 年度中期経営計画(2024 年度～2026 年度)」を策定した。

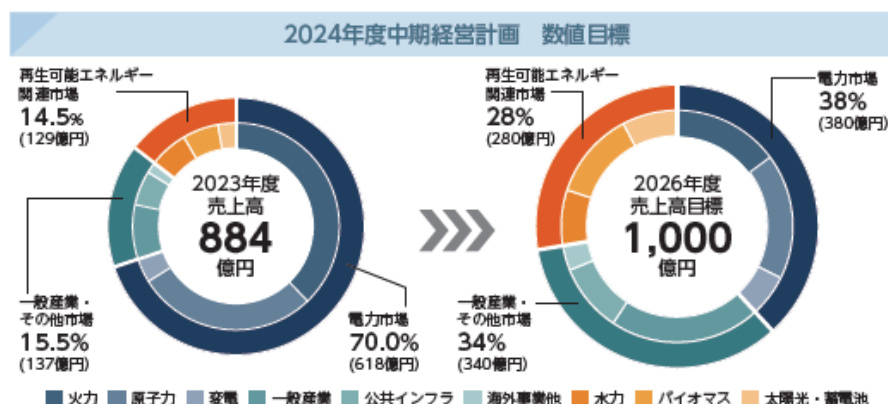
■ 東京エネシスの基本理念・ビジョン



[出所: 東京エネシス]

- 中期経営計画は、このありたい姿を実現するための最も重要な要素である人的資本の強化を主眼に、最終年度(2026 年度)到達目標達成に向けて、『人』を最上位に位置づけた基本方針の下、3 つの重点課題(人材への投資による人的資本の強化、お客さまに選ばれるための「Q'd」の磨きこみ、当社に関わるすべての人・組織とのつながり強化)に取り組んでいくとしている。
- 中期経営計画では、コア事業である電力市場は、原子力の安全対策工事が一巡し、長期脱炭素電源オークションの火力建設が本格化するまで縮小傾向を見込んでいた一方、カーボンニュートラル社会を実現するため世界的な再生可能エネルギー市場の増大は必然であり、一般産業市場での省エネへの対応も大きなビジネスチャンスであることから、特定の市場に偏っていた収益源の多様化を図っていく方針を掲げている。なお、東京エネシスによれば、足許の環境変化に伴い、2026 年度の電力市場向けの売上高構成比は中期経営計画の想定よりも高まる見通しである。

■ 中期経営計画 数値目標



[出所: 東京エネシス]

¹ クオリティオリエンテッド。常に本質を問う企業でありたいとの願いを込めた東京エネシスのシンボルワードである。

2. 調達資金の使途

調達資金の使途として示された対象プロジェクトは明確な環境改善効果をもたらす。調達資金の使途は適切である。

(1) 対象プロジェクト

- 東京エネシスはカーボンニュートラル社会への貢献と企業としての拡大・成長を図るため、バイオマス/バイオガス発電事業に取り組んでいる。100%出資子会社(境港エネルギーパワー)が鳥取県境港市で進めている境港バイオマス発電所で得られた「新たな技術力・ノウハウ」を活用し、出資参画、オーナーズエンジニアリング²、建設工事など、バイオマス発電所における様々な事業に取り組んでいる。単なる設備の設計・建設・保守にとどまらず、事業開発段階から参画することで、より効率的で環境負荷の少ない発電所の建設・運営に貢献できると考え、スポンサーとしての参入や燃料調達・販売といった事業展開を進めている。
- 調達資金は東京エネシスがバイオマス/バイオガス発電事業を開発・建設・運営・改修するための新規支出またはリファイナンスに充当する。リファイナンスに充当する場合は調達から遡って 36 カ月以内に運転開始、または支出したプロジェクトを対象とする。現時点で、東京エネシスは適格クライテリアに基づき、出資参画している以下 4 つの個別プロジェクトへの充当を検討している。
 - ▶ 長府バイオマス発電所³(山口県、出力 74.95MW)
 - ▶ 田原バイオマス発電所⁴(愛知県、出力 50MW)
 - ▶ 会津こもれびバイオマス発電所⁵(福島県、出力 7.1MW)
 - ▶ 熊本エネルギーパワー⁶(熊本県、出力 1.6MW)

(2) 環境改善効果

- 持続可能なバイオ燃料を用いたバイオマス発電や、有機性廃棄物を用いたメタン発酵によるバイオガス発電により化石燃料由来の火力発電を代替し CO₂ 排出削減に貢献する。バイオ燃料やバイオガス発電は燃焼時に化石燃料と同様に CO₂ を排出するが、原料となる有機物の成長過程で大気中の CO₂ を吸収しているため、カーボンニュートラルな燃料と捉えられている。
- R&I は、上記 4 つの個別プロジェクトに関して、概要、使用する燃料の持続可能性および GHG 排出量削減率について以下の通り説明を受けている。
 - ▶ 長府バイオマス発電所・田原バイオマス発電所
 - 長府バイオマス発電所は 2024 年 12 月、田原バイオマス発電所は 2025 年 4 月に営業運転を開始。いずれも FIT 制度を利用し、発電する電気全量を、前者は中国電力ネットワーク、後者は中部電力パワーグリッドへ売電する。

² オーナー(事業主)に対し、設計、調達、建設、その他の発電所運営に向けた準備等において、適宜必要な技術サポートを行う業務のことである。

³ 事業主体は長府バイオパワー合同会社。同社は石油資源開発(出資比率 39.9%)、東京エネシス(同 20%)、MOT 総合研究所(同 15.1%)、長府製作所(同 15.0%)、川崎近海汽船(同 10%)の共同出資により設立。

⁴ 事業主体は田原バイオマス発電所合同会社。同社は石油資源開発(出資比率 39.9%)、静岡ガス&パワー(同 20%)、東京エネシス(同 20%)、川崎近海汽船(同 7%)、第一実業(同 6%)、岩谷産業(同 5%)、EF インベストメント(同 2.0%)、Solariant Capital(同 0.1%)の共同出資により設立。

⁵ 事業主体は会津こもれび発電所合同会社。同社は東京エネシス(出資比率 46%)、東京産業(同 46%)、北越マテリアル(同 5%)、SHICHIJO(同 3%)の共同出資により設立。

⁶ 事業主体の合同会社熊本エネルギーパワーは東京エネシス(出資比率 45%)が他社と共同出資して設立。現時点の出資金は 1 百万円だが、2025 年 6 月、東京エネシスは 2026 年度にかけて段階的な増資(15 億円、増資後の出資比率 50%超予定)を公表。

- 燃料は植林地由来の伐採木や製材等残材(製材端材、おがくず等)を用いた木質ペレットを使用する。FSC 認証⁷もしくは PEFC 認証⁸を取得した持続可能なものを、主にベトナムから輸入する。
- 東京エネシスは事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電)に沿ってプロジェクトのライフサイクル GHG 排出原単位を自主的に算定している。R&I は東京エネシスから算定結果の説明を受け、同ガイドラインで要求されるライフサイクル GHG 排出量削減基準⁹を満たすことが期待できるプロジェクトであると判断した。

➤ 会津こもれびバイオマス発電所

- 2024 年 12 月に営業運転を開始。FIT 制度を利用し、発電する電気全量を東北電力ネットワークへ売電する。
- 燃料は未利用材(間伐材)、一般材、建築廃材を用いた国産木質チップを使用する。発電用木質バイオマス証明を受けた持続可能な燃料を調達する。
- 事業主体の会津こもれび発電所は事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電)に沿ってプロジェクトのライフサイクル GHG を自主的に算定するとともに、算定結果をウェブサイトで開示している。R&I は開示されている算定結果に基づき、同ガイドラインが要求する GHG 排出量削減基準を満たすことが期待できるプロジェクトであると判断した。

➤ 熊本エネルギーパワー

- 2024 年 1 月に FIT 認定を取得したプロジェクトであり、現時点で営業運転は開始していない。プロジェクトは、下水汚泥、食品残さ等の廃棄物(堆肥利用されないもの)を使用してメタン発酵ガス発電を行う。燃料の大宗は発電所が立地する熊本県内由来のものを廃棄物業者経由で調達する予定。
- 「FIT/FIP 制度におけるバイオマス燃料のライフサイクル GHG 排出量の既定値(2025 年 4 月)」によれば、下水汚泥や食品残さ等の廃棄物(堆肥利用されないもの)によるメタン発酵ガス発電は、発酵処理工程および発電工程の GHG 排出量を合算しても、比較対象電源対比で▲70%削減できるとされている。加えて、本プロジェクトは県内で燃料を調達することで燃料輸送に伴う GHG 排出の低減にも適切に配慮している。したがって、R&I は事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電)で要求される GHG 排出量削減基準を満たすことが期待できるプロジェクトであると判断した。

⁷ 1993 年に設立された非営利団体の FSC®(Forest Stewardship Council: 森林管理協議会)が運営する国際的な認証制度で、①適切な森林管理が行われているか、②そういった森林からの資源で製品がつくられているかどうかの 2 点に着目する。森林管理では、生物の多様性、水資源・土壌等への環境影響のほかに、社会的・経済的側面の森林機能の維持を考慮して適切な森林管理が行われていることを認証する「森林管理の認証(FM 認証)」と、森林管理の認証を受けた森林からの木材・木材製品であることを認証する「加工・流通過程の管理の認証(CoC 認証)」の 2 種類からなる。

⁸ 持続可能な森林管理の促進を目指す森林認証制度のひとつであり、PEFC は Programme for the Endorsement of Forest Certification の略称。各国で策定された森林認証制度を審査し、相互承認して運用する仕組み。FSC 認証と同じく FM 認証と CoC 認証からなる。

⁹ 比較対象電源のライフサイクル GHG を 2030 年のエネルギーミックスを想定した火力発電のライフサイクル GHG である 180g-CO₂eq/MJ 電力とし、2030 年度に使用する燃料については 70%削減を達成することを要求している。これを前提に、2030 年 3 月 31 日までの間については燃料調達毎に 50%削減を達成することを要求している。

<SDGs への貢献>

- 対象プロジェクトは、SDGs の「7.エネルギーをみんなに そしてクリーンに」「12. つくる責任つかう責任」「13. 気候変動に具体的な対策を」に貢献すると考えられる。



■ 会津こもれび発電所全景



[出所:東京エネシス]

3. プロジェクトの評価及び選定のプロセス

環境面での目標、規準、プロジェクトの評価・選定のプロセス、環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセスが示されている。プロセスは、環境・社会に配慮したプロジェクトを選定するように定められている。評価・選定のプロセスは適切である。

(1) 環境面での目標

- 環境面での目標(グリーンファイナンスを通じて実現しようとする環境上のメリット)は「気候変動の緩和」である。

(2) 規準

- 本オピニオン 1 ページの表に記載された事業区分の適格クライテリアへ適合するものを充対象プロジェクトとして選定する。
- 適格クライテリアに適合するプロジェクトの環境面の目標は、東京エネシスのサステナビリティ方針や環境面の取り組みに沿っていると同時に、中期経営計画の実現に貢献する。

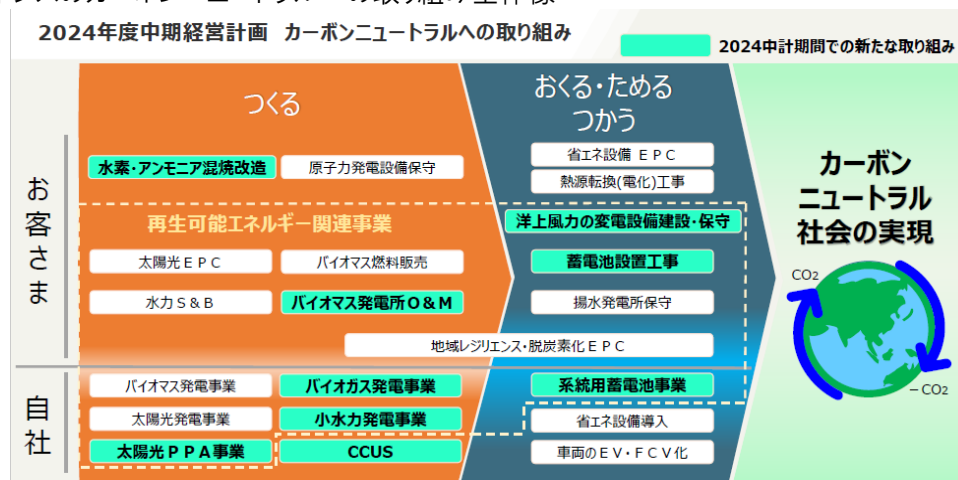
東京エネシスのサステナビリティ方針と環境面の取り組み

- 東京エネシスでは、基本理念のもと、「信頼・選択され続ける」ことを第一に、企業成長の源泉に位置付けた人的資本の伸展により社会的課題を解決し、企業価値の向上と持続可能な社会の実現に力強く取り組むことを「サステナビリティ方針」としている。
- 環境面では、事業活動を通じて環境問題への対応に力を注ぐとともに、自らも環境負荷低減の取り組みを進める。事業活動を通じた対応としては、水力、太陽光、バイオマス発電といった気候変動緩和に資する事業を積極的に展開するほか、EPC の一括受注による各段階での環境負荷低減や『廃棄物ゼロエミッションへの挑戦』などに取り組む。自らの環境負荷低減の取り組みは、GHG 排出量について 2030 年度に 46%削減(2021 年度比)、2050 年度に実質ゼロを目標に掲げ、トランジション戦略に基づきグループ全体で削減に努めている。サプライチェーン全体についても、2023 年度と 2024 年度の単体の Scope3 排出量を算定し、排出量の可視化を進めるとともにボリュームゾーンの大きいカテゴリから削減策を検討していく方針である。
- また気候変動問題を重要な経営課題の一つと捉え、2023 年 5 月に TCFD(気候変動関連財務情報開示タスクフォース)提言への賛同を表明。同提言に基づき、2024 年 2 月に代表取締役社長が委員長を務めるサステナビリティ推進委員会を執行側に設置。取締役会は執行側と監査側(監査等委員会及び内部監査部門)の複線化したレポートラインから定期的に報告を受けて監督する体制を構築した。

東京エネシスの中期経営計画における再生可能エネルギー関連市場の取り組み

- 中期経営計画では、再生可能エネルギー関連市場の売上高比率を高めていく方向を掲げており、本フレームワーク策定の目的に記載の通り、今後も引き続き再生可能エネルギー関連市場を注力すべき対象とし、その中でも強みを活かせる分野に拡大を図り、お客さまの課題解決や社会全体のカーボンニュートラル実現に貢献していく方針。
- 水力発電事業は引き続き旺盛な S&B(スクラップアンドビルド)案件の需要を取り込み、太陽光発電事業では PPA(電力販売契約)や蓄電池を組み合わせた事業展開を行うなど、再生可能エネルギー関連市場自体の拡大に追随していく。バイオマス発電に関しては、国内各所のバイオマス発電所の O&M(運転・保守)業務や LTSA(長期保守契約)業務の受託のほか、新たなバイオマス燃料の調達・開発を進める。さらに、各地域における地産エネルギーの活用の推進に向けて、バイオガス発電やバイオマス発電への CCUS 適用等に関わる新しいビジネスの創出にも取り組む。

東京エネシスのカーボンニュートラルへの取り組み全体像



[出所: 東京エネシス]

(3) 評価・選定の判断を行う際のプロセス

- ・ 東京エネシスのバイオマス/バイオガス発電事業については、プロジェクト所管部が FIT/FIP 制度や関連諸法令への対応を行っており、同部署が技術面・環境面における専門的知見を有している。
- ・ 調達資金の使途となる適格プロジェクトは、経理部が専門的知見を持つプロジェクト所管部と協議の上、適格クライテリアに適合するプロジェクトを選定し、経理部長の承認をもって最終決定する。

(4) 環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセス

- ・ 各プロジェクトの適格性の評価にあたっては、潜在的にネガティブな環境面・社会面の影響に配慮しているものであり、以下の項目について対応していることを確認するとしている。
 - 国もしくは事業実施の所在地の地方自治体において求められる環境関連法令等の遵守と、必要に応じた環境への影響調査の実施
 - 事業実施にあたり地域住民への十分な説明の実施
 - 東京エネシスグループの企業理念、経営方針、サステナビリティ方針等に沿った調達、環境汚染の防止、労働環境、人権への配慮の実施
- ・ 発電所の建設や改修等にあたっては、環境面では規模や内容等に応じて環境影響評価法に基づく環境影響評価等を実施し、環境面への配慮事項がある場合は適切に計画に反映する。また、設備面では電気事業法等の各種関係法令に基づく手続きを適正に実施し、技術基準をクリアしたうえで工事に着手する。

4. 調達資金の管理

調達資金をグリーンプロジェクトに充当するための追跡管理の方法、未充当資金の運用方法が示されている。調達資金の管理は適切である。

- ・ 本フレームワークに基づき調達した資金は、東京エネシスの内部管理システムおよび専用ファイルを用い、適格プロジェクトの合計額がファイナンスによる調達額を下回らないように年次で管理される。
- ・ 調達資金は概ね 2 年以内に充当する予定であり、充当されるまでの間は、現金または現金同等物にて管理する。適格プロジェクトへの充当時期の遅れ以外の理由により未充当金が発生することが明らかになった場合は、プロジェクトの評価および選定プロセスに従い、適格クライテリアを満たす他のプロジェクトを選定し、資金を充当する。
- ・ 調達資金に関連する証憑となる文書等については、東京エネシスの内部規定に基づき適切に管理する。

5. レポーティング

開示(報告)のタイミング、方法、開示(報告)事項が示されている。環境改善効果に係る指標は環境面での目標に整合している。レポーティングは適切である。

(1) 開示の概要

- ・ レポーティングの概要は以下の通り。

	開示事項	開示タイミング	開示方法
資金充 当状 況	● 充当済金額及び未充当金額 ● 未充当額がある場合は、充当予定時期、および未充当期間の運用方法 ● 新規支出とリファイナンスの金額または割合	調達資金が全額充当されるまでの間、年次で開示	東京エネシスのウェブサイトを開示(ローンの場合は開示の相手先を貸し手に限定することもある)
環境改善効果	● 設備容量(MW) ● 年間発電電力量(MWh/年) ● 年間 CO₂ 削減量(t-CO₂/年)		

- ・ 調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合、その変更内容について開示する。

(2) 環境改善効果に係る指標

- ・ グリーンプロジェクトの環境改善効果は、守秘義務の範囲内、かつ、合理的に実行可能な範囲で定量指標である CO₂ 排出削減量で示される。環境改善効果に係る指標は環境面での目標に整合する。

以 上

【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。